

# 遞信省所管電氣通信線路建設等の爲に する道路占用竝に費用負擔等に關する 内務、遞信兩省新協定成る

近 藤 欣 一

遞信省所管電氣通信線路建設の爲にする道路の占用竝に費用の負擔に關しては道路法第二十八條第二項の規定に依り大正九年四月竝昭和十一年十二月内務、遞信兩省間に協

定にする。尙新協定及解説は陸、海軍省電柱、警察電柱及實際電氣通信株式會社の通信線路に關しても準用せらるゝことに決定してゐる。

定を取り結び今日に至つたが兩者現場に於ける取扱に關しシツクリと行かぬ點があつて、時運の進展に伴ふ道路改良事業と電氣通信事業との發達に重大なる障礙を興へて居つた

電氣通信線路建設等の爲めにする道路の占用竝に費用の負擔等に關する内務遞信兩省協定解説(一七、一一、一九於兩省連絡協議會決定)

## 序 言

ので本年八月兩省次官の申合に依り内務、遞信兩省連絡協議會を設置し從來の協定を改定し益々兩者の緊密化を計ることとなり、昭和十八年一月一日より實施せらるゝこととなつた。以下新協定に付其の解説を述べ協定の精神を明か

遞信省所管電氣通信線路の建設、移轉等の爲にする道路の占用竝に移轉費の負擔等に就ては道路法の規定に従ひ大正九年四月内務、遞信兩省間に協定を結び、更に昭和十一年十二月電線路移轉費の負擔方等に就て其の一部を改定の

上今日迄實行して來たのであるが、協定事項の解釋及協定事項外の問題等に就て工事現場に於て兩者見解を異にし紛議を醸してゐる事例も尠くなく道路、電氣通信兩事業の重要性に鑑み誠に遺憾であつた。又現行協定の内容は時運の進展に伴ひ改定を要する點が多々あるので、昭和十七年八月兩省次官の申合せに依り内務遞信連絡協議會を設置し兩省委員に於て種々審議の結果本協定の成立を見、昭和十八年一月一日より實施せらるることとなつた。仍て新協定に對し逐條的に解説を加へ、協定の精神を明かにして其の圓滿なる運用を期せんとするものである。

### 第一總則

一、道路ニ電氣通信線路（架空及地下線路ノ謂ニシテ以下單ニ線路ト稱ス）ヲ建設セントスル場合ハ特殊ノ道路ヲ除クノ外其ノ地下（橋梁ヲ含ム）及左記箇所ノ占用ヲ爲シ得ルコト但シ一般道路ニ建設スル主要ナル幹線路及主要ナル幹線道路ニ建設スル幹線路ハ地下線トスルヲ原則トスルコト

(一) 歩車道ノ區別アル道路ニ在リテハ歩道ノ車道側又ハ植樹地帯

(二) 歩車道ノ區別ナキ道路ニ在リテハ法敷

(三) 歩車道ノ區別ナク且法敷ナキ道路ニ在リテハ他ニ

線路建設ノ餘地ナキ場合ニ限り路端

### 解説

本項は遞信省が電氣通信線路を建設する爲道路を占用せんとする場合の原則を協定したものである、即ち後に述べゐる特殊の道路を除く一般道路に在つては道路の地下及(一)(二)(三)の各號に規定した箇所は原則的に之を占用し得ることとしたのである。

(一)(二)及(三)の各號は道路敷の占用を爲し得る地帯を列記したものであつて、其の具體的位置は「第二線路ノ測量」で協定してある通道路管理者と遞信省側との立會に依つて決定するものである。

右の内(一)號及(二)號は交通上大なる支障のない箇所であつて、特に解説の要はないが、(三)號の歩車道の區

別なく且法敷なき道路にして特に其の幅員狭き場合は交通に支障を來す虞が多分にあるので、斯かる場合は線路は出来るだけ道路敷外に建設することとし他に線路を建設する餘地のない場合に限り路端を占用し得ることとした。此の場合に於ける「線路建設ノ餘地」とは道路敷外に於て相當連續して線路を建設し得る餘地を謂ひ、例へば市街地に於ては道路と沿道の家屋との間に連續した細長い空地（官地又は民地）のある場合、郊外地に於ては大體道路と同高低の土地が連續してある場合であつて此の様な場合は道路の占用は出来るだけ之を避けんとする趣旨である。尙路端とは側溝のある場合は側溝の道路側縁、側溝のない場合は路面内で縁に接近した箇所を謂ふのであるが、路端を占用し得る場合と雖も交通上最も支障を來さぬ箇所に建設すべきは勿論のことである。

次に本項但書の「主要ナル幹線路」とは長距離幹線ケーブルの如きものを謂ひ之等は幹線道路は勿論一般道路を占用する場合にあつても線路の自衛上より原則として地下線

とすべきであり、又「主要ナル幹線道路」とは特に重要な交通幹線道路及都市に於ける幹線街路を謂ひ、之等に建設する「幹線路」とは長距離幹線ケーブルは勿論市内電話加入者用の饋線ケーブルの如きものを謂ふのであつて、之等は交通上の見地より地下線とするを原則としたのである。然し此の場合と雖も幹線路以外の支線、引込線等は架空線とするも已むを得ないのである。

尙内務、逓信兩省に於て特に協定したる特別の道路（例へば神宮の參道又は大都市内の公館地區並に美觀地區内の道路）に在つては支線、引込線等も凡て地下線とし路面を占用しないこととした。

又本項の「特殊ノ道路」とは例へば自動車専用道路の如き特殊の用途を持つ道路の謂であつて、斯の如き道路に在つては路面は勿論地下も横斷以外は占用を避けることとした。

## 第二 線路ノ測量

二、線路ノ測量ヲ爲サントストキハ相當日數前其ノ區間及期日ヲ道路管理者ニ通知シテ官吏、吏員ノ現場立會ヲ

求メ占用位置ヲ決定スルコト

三、占用位置ヲ決定シタルトキハ之ヲ標識シ置クコト

### 解説

線路の測量を爲さんとするときは従前は地方長官に通知して道路管理者の立會を求むることとなつてゐたが、往々にして通知が遅れ其の結果立會せずして線路の位置を決定し紛議を生じた例が少くなかつた。

依つて今後は道路管理者（内務省に於て直轄工事を施行して居る道路に在つては所轄土木出張所長、以下同じ）に直接通知することとして手續を簡便にすると同時に通知を受けた場合は必ず立會を爲し一方的判断によつては占用位置を決定しないこととした。従つて道路管理者側に於ては逋信省側からの立會通知が文書によるの暇なく電話等を以て爲された場合（此の場合にも文書に依る正式の通知は必ず之を爲すものとす）と雖も立會を拒むことなく必ず立會の上占用位置を決定せんとする趣旨である。従つて本協定中には立會せざる場合の規定は之を置かないこととした。

又道路占用位置の標識は現場に於て之を爲すの外圖面上にも表示を要することとした。

### 第三 線路ノ建設

#### 甲 地下線路

四、地下線路築設ノ際ハ著手前道路管理者ニ通知スルコト  
五、地下線路ハ一旦築設シタルトキハ屢掘鑿スルガ如キコトナキ様長期ノ計畫ヲ定メ施工スルコト

六、地下線路ノ耐力ハ道路構造令ニ規定スル橋梁ノ耐力ニ相當スルヲ要スルコト

七、地下線路ノ頭部ト道路面トノ距離ハ〇・八米以上トスルコト但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ其ノ距離ヲ低減シ得ルコト

八、地下線路ト架空線路トノ連絡用管ハ交通上支障トナラザル様設備スルコト

九、地下線路ノ築設ニ付テハ左記各號ニ依ルコト

(一) 道路ノ掘鑿ハ其ノ範圍ヲ狭少ナラシメ且同時ニ長區間ニ互リ施工セザルコトシ尙其ノ工事ハ之ヲ敏

速ナラシムルコト

- (一) 道路ヲ横斷シテ掘鑿スル場合ハ一側ノ掘鑿ヲ終リ之ニ完全ナル棧橋ヲ架設シタル後他側ノ掘鑿ヲ爲スコト但シ一部ニ分チ施工シ能ハザルトキハ夜間交通杜絶シタル後ニ於テシ日出前ニ棧橋ヲ架設スルコト
- (三) 人家ノ軒先ニ接近シテ道路ヲ掘鑿スル場合ハ居住者ノ出入ヲ妨ゲザル様棧橋ヲ架設スルコト
- (四) 掘鑿土砂ハ交通ニ支障ナキ箇所ニ搬出シ掘坑附近ニハ成ルベク之ヲ堆積シ置カザルコト
- (五) 掘坑ノ周圍ハ勿論掘鑿土砂又ハ工事用物品ヲ置キタル箇所ニハ通行人ニ危険ヲ及ボサザル様柵其ノ他ノ設備ヲ爲シ且夜間ハ注意燈ヲ點ズルコト
- (六) 掘坑ノ埋戻ハ充分ニ搗固メ且速ニ之ヲ爲スコト
- (七) 道路ノ復舊ハ舊構造ト同等以上ニ爲スコト

解説

「第三 線路ノ建設」の「建設」は線路の新設のみならず既設線路を移轉する場合の建設をも含むものである。

第四項乃至第九項は孰れも特に解説の要なく兩者間の連絡協議に依り圓滿なる運行を期し得るものであるが、第九項(七)號に於ける「舊構造ト同等以上」とは掘鑿前の道路の状態以下であつてはならないと云ふ趣旨であつて一般に砂利道路を鋪装道路にする様な改良を意味するものではないが、例へば近き將來に鋪装の計畫ある固結せる砂利道路を掘鑿した場合の如きは單に搗固めと砂利の補給のみを以てしては舊構造と同等以上に復舊することは出来ないから、斯くの如き場合は混凝土を以て補強することもあり得るのである。

乙 架空線路

- 一〇、電柱(支柱、支線及支線柱ヲ含ム)建設ノ際ハ著手前道路管理者ニ通知スルコト
- 一一、電柱ハ道路ノ同一側ニ建設シ歩車道ノ區別ナキ道路ニシテ對側ニ路上建設物アルトキハ之ト一〇米以上ノ距離ヲ保タシムルコト
- 一二、電柱ハ歩車道ノ區別アル場合ヲ除キ道路ノ曲角ニ之

ヲ建設セザルコト

一三、線路ハ道路面ヨリ五米以上ノ高サヲ保タシムルコト  
但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ其ノ高サヲ車道上ニ在  
リテハ四米迄歩道上ニ在リテハ二・五米迄低減シ得ルコ  
ト

一四、道路ニ建設スル電柱ノ脚釘ハ地上二・八米以下ノ部  
分ニハ之ヲ取付ケザルコト

一五、電柱建設ノ爲道路ヲ掘鑿シタルトキハ地下線路ノ埋  
設ニ準ジ、措置スルコト

一六、他ノ事業者ノ要求アル場合ハ支障ナキ限り成ルベク  
電柱ヲ共用スルコト

解説

第一〇項乃至第一五項は大部分が舊協定に依つて何等支  
障なく運行せられて來たものであるが第一一項は對側の建  
設物より半径一〇米の弧線内の地點には電柱等を建設しな  
しといふ意味である。

第一三項の「特別ノ事由アル場合」とは電話加入者への

引込線を架設する場合等を謂ふのであつて、此の場合は架  
線後に於ける線條の自然的垂下に因り本項の限界を犯すこ  
とのない様注意を要する。

第一六項は成るべく電柱の建設を少くする爲電燈柱、警  
察電話柱等で遞信省柱と共同使用を希望するものは成るべ  
く之を共用せしめんとする趣旨である。

第四 線路ノ移轉並ニ其ノ費用ノ負擔

一七、道路ニ關スル工事ノ爲又ハ交通上線路ノ移轉若ハ改  
修ヲ要スルニ至リタルトキハ之ガ位置ニ付テハ兩者協議  
ノ上本協定第一項ノ規定ニ準ジ之ヲ移轉又ハ改修スルコ  
ト

解説

本項に依り移轉又は改修を要する場合は大體次の如き三  
つの場合が考へられる。

第一の場合は道路に關する工事を施行する爲に線路が直  
接支障となる場合である。

第二の場合は道路に關する工事を施行した結果線路が交

通上支障となる場合である。例へば道路幅の結果従來路端にあつた線路が道路の中の方へ入り、或は道路敷外にあつた線路が道路敷内に取り込まれ交通上支障となるが如き場合である。

第三の場合には極めて稀に生ずる事態ではあるが、道路に關する工事の有無に拘らず交通情勢の變化により交通上特に支障となるに至つた場合である。此の場合には誰が見ても支障ありと認めらるる場合に限り移轉を爲すべきで徒に移轉を強要するが如きことなき様充分注意を要する。

而して右移轉又は改修すべき線路が移轉又は改修後道路を占用する場合には其の位置は本協定第一項に規定した地帯内に於て兩者立會の上之を決定するものである。此の場合に於ても工法等に就ては第二項乃至第一六項の規定を準用すべきは勿論である。

一八、前項ニ要スル費用ハ凡テ遞信省ノ負擔トスルコト但シ既設道路敷外ニ在リタル線路ヲ移轉又ハ改修シタル場合新ニ道路ヲ占用セザルトキハ道路管理者ノ負擔トスル

コト

解説

移轉費用の負擔方の協方であるが既設道路敷内に在る線路を移轉又は改修する場合は凡て遞信省の負擔とした。又既設道路敷外に在つた線路が移轉後新に道路を占用する場合は遞信省の負擔とし、道路を占用せざる場合は道路管理者が負擔することとした。

又線路移轉に要する物資（本項但書の場合を含む）は遞信省が持つこととした。

一九、前項但書ノ場合ニ於ケル移轉費用中ニハ遞信省吏員ノ給料、旅費竝ニ線路ノ質的改良費ヲ包含セシメザルコト

解説

本項の「遞信省吏員」とは遞信省雇員（遞信手及特務雇員を除く）以上を謂ひ、又「線路ノ質的改良費」とは例へば左記の如き經費を謂ふのである。

(一) 裸線路をケーブル線路に変更する場合

在來の裸線路をケーブル線路に變更する爲増高する  
經費

(二) 線條を他の種類の線條に張替ふる場合

在來の線條を他の種類の線條に張替ふる爲増高する  
經費

(三) 電柱を他の種類の電柱に建替ふる場合（不注入柱  
を注入柱とする場合、短尺柱を長尺柱とする場合を  
含む）

在來の電柱を他の種類の電柱に建替ふる爲増高する  
經費

(四) 電柱、線條等を同種類の新品と建替又は張替ふる  
場合

在來の電柱、線條等を新品と建替又は張替ふる爲に  
要する新品代尙線路の移轉に因り電柱、線條等の増  
加を要する場合に於ける其の増加部分の經費は移轉  
費用中に包含せしむるものである。

第五 路面ノ復舊並ニ其ノ費用ノ負擔

二〇、道路ヲ掘鑿シタル場合ノ路面復舊工事ハ原則トシテ  
鋪裝道路ニ在リテハ道路管理者砂利道路ニ在リテハ遞信  
省之を施行スルコト。

#### 解 說

線路の建設、移轉、改修等の爲遞信省側で道路を掘鑿す  
る場合の路面復舊に就ては本項に據るのであつて「鋪裝道  
路」とは原則として瀝青處理以上の道路を謂ふのである。

二一、前項ニ要スル費用ハ凡テ遞信省ノ負擔トスルコト

#### 解 說

路面復舊費は工事施行者が孰れであつても凡て遞信省の  
負擔としたが、遞信省から道路管理者に支拂ふべき復舊費  
は實費によることとした。

又此の場合に必要な物資は前項で規定した工事施行者が  
夫々持つこととした。

#### 第六 損害ノ補償

二二、線路工事又ハ通信ノ支障トナルベキ道路ニ關スル工  
作物、竹木等ノ移轉、伐採等を要スルトキハ豫メ道路管



理者ト協議シ相當處理スルコト

通牒等は凡て廢止せられることとなつた。

一三、前項ニ因リ必要トスル費用並ニ損害ノ補償金額ハ協議ノ上決定シ遞信省ノ負擔トスルコト

三、道路法ノ適用ヲ受ケザル道路ノ占用ニ付テモ本協定ヲ準用スルコト

解説

解説

右第二二項及第二三項は孰れも特に解説を必要としない。

附記

一、現地ニ於テ解決セザル事項ニ付テハ内務遞信連絡協議會ニ付議シ解決スルコト

解説

内務遞信連絡協議會は常置せられるものであるから將來現地に於て兩者間に意見の一致を見るに至らない様な事柄が起つ場合は之を協議會に取り上げて解決する事とした。

二、遞信省所管電氣通信線路建設其ノ他ニ關シ内務、遞信兩省間ニ於テ爲サレタル從來ノ協定ハ凡テ之ヲ廢止スルコト

解説

本協定の成立に依り舊協定及其の運用に關し發せられた

本項の「道路法ノ適用ヲ受ケザル道路」とは都市計畫街路、土地區劃整理街路又は重要なる耕地整理道路（道路法の適用を受くる資格あるもの）を謂ふのであつて之等の道路に就ても凡て本協定を準用することとした。尙私道に就ては公共の用に供してゐる道路は其の占用、移轉等に付本協定を準用することとしたが、本協定中の費用や補償金の算定及負擔方等に就ては遞信省と私道所有者との協議に依つて取極めを爲す趣旨である。

解説

四、本協定ハ昭和十八年一月一日ヨリ之ヲ實施スルコト

本協定實施前手續中のもの又は協議済のものに在つても右實施期日以後工事に著手するものは凡て本協定に依り處理することとした。